

平成27年8月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ハ)第52号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年7月27日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、135万4011円及びうち95万7578円に対する平成27年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である被告及び訴外株式会社ライフ（以下「訴外会社」という、平成23年7月1日に被告が吸収合併。）との間で、それぞれ金員の借入れと返済を繰り返した原告が、各弁済金について利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）で引き直し計算をした結果、それぞれ過払金が生じているとして、別紙計算書1及び同2記載のとおり、被告に対し、不当利得金等の支払を求めた事案である。

2 争いのない事実等

- (1) 被告及び訴外会社は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律名は貸金業の規制等に関する法律。以下、「貸金業法」という。）による登録をした貸金業者である。
- (2) 原告は、被告及び訴外会社との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、平成11年4月30日から平成19年5月7日までと平成16年9月20日から平成21年10月5日までの間、別紙計算書1及び同2記載の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」欄記載のとおり金銭消費貸借取引を行った（以下、順次、前者の契約を「本件①契約」と、これらの取引を「本件①取引」、「本件②取引」という。）。
- (3) 前記、本件①取引及び本件②取引において、それぞれ借入れその返済として支払った金員について、制限利率に基づいて引き直し計算をした結果、それぞれ、一定額の過払金が発生している。
- (4) 本件①契約には、契約成立と同時に借入れを行った場合、又は契約に基づく借入残高が無い状態で借入れを行った場合には、借入日から32日以内に、それ以外の場合は、前回入金日より起算して31日以内に支払う旨のサイクル制の支払期日を定め、債務を履行しなかった場合には、元金に対して実質年率39.931パーセントの割合（年365日の日割計算）で、翌日以降完済に至るまでの遅延損害金を支払う旨の定めがあり、原告は、平成11年9月28日に本件①契約に基づく分割金の支払をしなかった。

3 争点及び当事者の主張

- (1) 争点1－本件①取引における被告による原告の利益喪失の主張について
（被告の主張）

原告が、平成11年9月28日の分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失したから、以後は遅延損害金利率で計算されるべきである。

原告が期限の利益を喪失した後も一括弁済を求めず、異議無く取引を継続

し新たな貸付けを行った事情があっても、それだけで被告による期限の利益喪失の主張が信義則に反するとは言えず、一部とはいえ遅延損害金の利率により計算された遅延損害金を徴収し、約定利率（年29.2パーセント）と遅延損害金利率（年39.931パーセント）が相違しており、これらの事実から原告が期限の利益を喪失していないと誤信していたとは認められず、誤信したとしても被告の対応によって惹起されたものとはいえない。

（原告の主張）

原告が約定の支払を遅滞したのは1日にとどまること、被告が原告に対し、期限の利益喪失後の支払を遅延損害金に充当した旨の利用明細書を交付した形跡がみられないこと、前記期限の利益喪失後、被告が原告に対し、元利金を一括で返済を求めることもなく累次にわたって貸付けを行うなど長期間にわたって本件①取引を継続している事情に照らせば、被告は、原告に対し、期限の利益喪失を宥恕したか、被告が前記期限の利益の喪失を主張することが信義則に反し許されないし、仮に、これらの主張が認められなかったとしても、原告が期限の利益喪失後に支払をした場合には、被告が原告に対し、期限の利益を再度付与したといえる。

（2）争点2－本件①取引における適用利率について

（被告の主張）

継続的な金銭消費貸借に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと弁済が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われている場合において、過払金が発生している時点で新たな借入れをしたとき、利息制限法1条1項にいう「元本」の額は、新たな借入金に上記過払金を充当した後の額である（最高裁平成25年7月18日第一小法廷判決）が、本件取引では、平成16年5月6日に2万3000円の弁済による過払金が発生し、その後に被告が9万円の新貸付けを行い、過払金を充当した結果、元本額が、元本が10万円を下回っているのに、従前同様に年18パーセント

の割合にて計算している。前記判例によれば、適用利率は年20パーセントとされなければならない。

(原告の主張)

ある借入れがなされたことで従前の借入金残元金と新たな借入金との合計額が利息制限法1条1項所定の各区分における上限額を超えることとなったとき、上記取引に適用される制限利率が変更され、新たな制限を超える利息の約定が無効となるが、ある借入れの時点で上記合計額又は過払金が発生した場合には当該過払金を新たな借入金に充当した後の金額が、同条所定の各区分における下限額を下回ったとしても、いったん無効となった利息の約定が有効になることはないというべきであり、したがって、充当後の元本額が10万円を下回った場合であっても、適用される制限利率は年18パーセントである。

(3) 争点3－悪意の受益者について

(被告の主張)

本件①取引に関し、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有し、交付以後の書面性要件に関する判断の変遷に伴い、仮に成立自体が認められない場合があるとしても、被告がそのような認識を有するに至ったことに「特段の事情」があるといえ、利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということはできないとした最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決（以下、「平成18年判決」という。）後においても、速やかに期限の利益喪失に関する定めを含む書面記載事項を変更し、貸金業法17条1項及び同法18条1項に規定する書面（以下、「17条書面」、「18条書面」という。）を交付し、支払遅滞や支払不足の場合も直ちに一括請求せず、顧客ごとに実情に合わせ誠実な対応をしており、制限超過利息の支払を事実上強制しておら

ず、被告において、任意性の要件まで満たすと信じることにつき、平成18年判決以降においても、「特段の事情」があったといえる。

また、訴外会社は、17条書面及び18条書面を交付する十分な態勢を常に整備し、現在まで各取引毎に前記書面の交付をしており、これらの書面の不交付を理由として行政処分を受けたこともなく、17条書面の記載内容からしても、訴外会社には、貸金業者として、適法に前記書面を交付していると認識したことや認識するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるから、被告は悪意の受益者ではないといえる。

仮に被告及び訴外会社が悪意の受益者とされても、過払利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。

(原告らの主張)

貸金業者である被告が、取引の都度、貸金業法43条1項の要件である17条書面及び18条書面を交付していたとの事実を立証していないから、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情はなく悪意の受益者と推定される。

第3 当裁判所の判断

1 争点1－本件①取引における被告による原告の利益喪失の主張について

証拠(甲1)及び争いのない事実等によれば、原告は、本件①取引では、平成11年9月28日の約定支払日を1日遅れた後、平成17年10月14日まで遅滞することなく分割金の支払を続けたこと、同年11月15日、平成18年2月15日、同年4月21日、同年6月28日、同年9月19日、同年10月7日及び同月13日の各遅滞については、遅延損害金利率が通常利率と同率の年29.2パーセントと定められていること、平成17年11月15日以降の分割金支払の遅滞は、制限利率による引き直し計算によれば、既に過払金発生後の債務無き弁済であることが認められる。

以上の認定事実によれば、原告が期限の利益を喪失した後の被告の行為又は対応は、原告が、自己が期限の利益を喪失していないか、あるいは、被告が期限の利益を宥恕したとの誤解を生じさせるものといえ、そうすると、原告が平成11年9月28日の経過をもって期限の利益を喪失したとして、同月29日以降を遅延損害金利率で計算すべしとする被告の主張は信義則に反し許されないといえる。

2 争点2－適用利率について

証拠（甲1）に基づき引き直し計算をすると、別紙計算書1記載のとおり、平成16年5月6日に2万3000円の弁済により過払金が発生し、同年6月1日の2万円の弁済と同日に、被告が9万円の貸付けを行い、過払金を充当した結果、元本額が5万4348円となり10万円を下回った事実が認められるところ、ある借入れ時点で過払金が発生した場合には当該過払金を新たな借入金に充当した後の金額が、利息制限法1条1項所定の各区分を下回ったとしても、いったん無効となった利息の約定が有効になることはない（最高裁平成22年4月20日第三小法廷判決）から、被告の主張には理由がない。

3 争点3－悪意の受益者について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があると認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者と推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決）が、前記利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした平成18年判決の言渡し以前にされた上記期限の利息喪失特約下の支払については、これを受領したことのみに理由として被告を悪意の受益者とすることはできない（最高裁

平成21年7月10日第二小法廷判決)。

本件①取引のうち平成18年判決以前の取引については、任意的支払以外の要件の充足の有無を検討を要するところ、平成18年判決言渡しの後も含め、本件①取引及び本件②取引の各借入れ及び返済について、被告は、17条書面及び18条書面、若しくは被告が法定書面と認識する書面を交付していたとの事実につき立証しないから、本件①取引及び本件②取引のいずれについても前記特段の事情があると認められず、被告は悪意の受益者といえる。

- 4 以上をもとに判断すれば、別紙計算書1及び同2記載のとおり過払金等が発生しており、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容し、仮執行免脱宣言及び執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とすることはいずれも相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

防府簡易裁判所

裁判官 持田吉公

これは 正本 である。

平成27年8月31日

防府簡易裁判所B係

裁判所書記官 三 原 宗 昭

